

BSE対策特別措置法の確実な実施に必要な体制整備等の推進

新たに制定されたBSE対策特別措置法に定められているBSEの発生予防、まん延防止のための各種対策を実施するために必要な体制整備等を推進。

10,845(1,798)百万円

1 ポイント

BSEの発生予防、まん延防止のための措置としてBSE対策特別措置法に定められている24か月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査、BSE検査体制の下での適切な食肉処理・流通、牛の個体情報の記録・提供等を確実に実施するために必要な体制整備等を推進することにより、安全な牛肉の安定的供給を図る。

(1) 死亡牛全頭のBSE検査体制の整備 7,452(996)百万円

- ① 死亡牛等のBSE検査に必要な検査材料採取施設、冷蔵保管施設の整備のほか、検査後の死亡牛を家畜保健衛生所において焼却するための施設等の整備を行うとともに、死亡牛からの検査材料の採取、検査材料の輸送等を支援。

〈家畜衛生対策事業のうちBSE関連対策 6,205(0)百万円〉

- ② 家畜伝染病予防法に基づき負担することとされている経費のうち、死亡牛のBSE検査に必要な検査キットの購入費等を支援するほか、BSEの疑似患者の手当金を交付。

〈家畜伝染病予防費の内数 1,247の内数(996の内数)百万円〉

(2) BSE検査体制の下での食肉処理・流通体制の整備

食肉センターにおける、可食内蔵等の区分管理のための冷蔵庫、収納庫の整備のほか、特定危険部位(SRM)の焼却施設の整備等を推進。

〈食肉等流通体制整備事業のうちBSE関連対策 801(801)百万円〉

(3) 牛の個体情報の記録・提供等に必要な体制の整備

家畜個体識別システムを利用した牛肉のトレーサビリティシステムについて、個体識別番号等の基本情報の信頼性を確保するための体制を整備するとともに、農協等が整備する飼料給与歴等の付加価値情報を消費者に提供するシステムに対して支援。

〈牛肉トレーサビリティシステムの確立 2,592(0)百万円〉

2 事業実施主体

- (1) 都道府県
- (2) 都道府県、市町村、農協等
- (3) 都道府県、市町村、農協等、民間団体、(独)家畜改良センター

3 補助率 (1) 1/2、10/10 (2) 1/2、1/3 (3) 1/2、10/10、定額

〔 担当課：生産局畜産部 衛生課(03-3591-6584(直))
食肉鶏卵課(03-3501-3776(直))
畜産技術課(03-3501-3777(直)) 〕

BSE対策特別措置法

第6条

死亡牛全頭（24か月齢以上）のBSE検査の義務づけ

第7条

牛の特定部位（脳、せき髄等）について焼却処理の義務づけ

第8条

牛の生年月日、移動履歴等の情報の記録・提供の義務づけ

BSE対策特別措置法の実施に必要な体制等の整備

（１）

死亡牛全頭のBSE検査体制の整備

- BSE検査に必要な検査材料採取施設、保管施設の整備
- 家畜保健衛生所の焼却処理施設等の整備
- BSE検査キットの購入費等への支援等

（２）

BSE検査体制の下での食肉処理・流通体制の整備

- 食肉センターにおける、
- 冷蔵庫設備、収納庫等の整備
- 特定危険部位（SRM）の焼却施設の整備等

（３）

牛の個体情報の記録・提供等に必要な体制の整備

- 家畜個体識別システムの維持・管理及び改善
- 表示情報と牛肉との同一性の確認
- 飼料給与歴等のデータベース化等

BSEの発生予防・まん延防止

食の安全と安心の確保